

# 東アジアの FTA と日本企業の利用

石川 幸一 Koichi Ishikawa

(一財)国際貿易投資研究所 客員研究員  
亜細亜大学 アジア研究所 所長・教授

## 要約

- ・東アジアでは 21 世紀に入り急速に FTA 締結が進み、5 つの ASEAN + IFTA を初めとして主要国地域間で FTA が締結されつつある。これらの FTA は、関税撤廃スケジュール、例外品目、原産地規則などは統一されていない。そのため、事務手続きやコストなどの負担が FTA 利用上の問題となっている。
- ・こうした問題は広域 FTA の創設により解決できる。広域 FTA は長年研究段階が続いてきたが、TPP の交渉が始まり状況が一変し TPP とともに RCEP の交渉が始まった。
- ・東アジアの FTA は自由化率が低く非関税障壁やサービスの自由化も限定的だったが、TPP と EU との二国間 FTA により FTA の質が変わりつつある。
- ・日本企業の FTA 利用は着実に進展している。関税撤廃以外の分野ではビジネス環境整備のように非関税障壁など企業が直面する具体的な問題を取り上げ解決を図ることが効果的である。

## (1) 東アジアの二国・地域間 FTA 網の実現

### 1. 東アジアの FTA の現状

20 世紀末時点では AFTA (ASEAN

自由貿易地域) と CER (豪州・ニュージーランド NZ) のみだった東アジアの FTA は、現在では 40 を超えている。日中韓 FTA 交渉が 2013 年 3 月に始まり、日本の TPP (環太平洋経済連携協定) 交渉参加が 7 月に実現し、RCEP (東アジア地域包括的経済連携) 交渉が 5 月に始まったことから、東アジアの全ての主要国間で FTA が締結あるいは交渉されることになる<sup>1)</sup>。

東アジアの FTA の構図を描いてみよう。まず、AFTA が 2010 年に ASEAN6 の間で関税を撤廃した。ASEAN は 2015 年末を目標に物品、サービス、投資、資本、熟練労働者の自由な移動を実現する経済共同体創設を進めている。次に ASEAN と日本、中国、韓国、豪州・NZ、インドとの 5 つの ASEAN+1FTA が 2010 年に実現あるいは発効した。ASEAN をハブとする FTA ネットワークがほぼ実現したことになる。

二国間の FTA も増加している。ASEAN+1FTA 締結国が別に二国間 FTA を締結する例も増えている。日本は ASEAN とは二国間 FTA を先に交渉しており ASEAN の 7 カ国と二国間 FTA を締結している。ASEAN の中

ではシンガポールが積極的で ASEAN+1FTA 相手国すべてと二国間 FTA を締結している。重複して FTA を締結するのは、自由化率を高め、対象分野を拡大するなどの目的のためである。二国間 FTA で注目すべき動きは台湾である。台湾は東アジア各国との FTA 締結を強く望んでいたが、中国の反対により交渉を行えなかった。しかし、2010 年に中国と ECFA (海峡兩岸経済協力枠組み協定) を締結し、中国が FTA を締結している国との交渉が出来るようになった。2013 年 7 月にニュージーランドと実質的な FTA を締結し、シンガポールと交渉中だ。

ASEAN+1FTA 相手国相互も FTA で結ばれ始めた。日中韓 FTA 交渉の開始により、日本と NZ の間を除くと 6 カ国全ての間で FTA が締結あるいは交渉されている。

## (2) 実現への動きが始まった広域 FTA

東アジア主要国が ASEAN+1FTA および二国間 FTA で結ばれつつある。しかし、これらの FTA は、関税撤廃スケジュール、例外品目、原産地規則、原産地証明などが統一されておらず、

いわばバラバラなままである。そのため、FTA を使う企業に事務作業の重複やコストの増大を招いてしまう。2 つの FTA をまたがる取引の場合、原産地規則を満たすことが出来ないため FTA を利用できない事態も起きる。たとえば、日本からマレーシアに部品を輸出し、マレーシアで完成品としてインドに輸出する場合日本での付加価値が高いとマレーシアでの付加価値が低くなり、ASEAN インド FTA を使えない可能性がある。こうした状況はサプライ・チェーン構築には極めて不都合であり、部品製造企業が日本から海外に製造拠点を移す誘因となる。これらの問題は累積原産地規則を持つ広域 FTA を形成し、日本が参加する

ことにより解決できる。

そのため、東アジア全域をカバーする広域 FTA が課題となっている。広域 FTA には、中国が主唱した EAFTA (ASEAN+3 : 日中韓) と日本提案の CEPEA (ASEAN+6 : 日中韓豪 NZ 印) と米国提唱の FTAAP (アジア太平洋 FTA) の 3 つの構想があった。これら 3 つの構想は研究が続けられていたが、2010 年に TPP 交渉が開始され様相が一変した。EAFTA と CEPEA を統合した RCEP を ASEAN が提案し 2013 年に交渉が開始されることになったのである。2013 年から TPP と RCEP という対照的な 2 つの広域 FTA が同時併行で交渉されることになった。

表 1 TPP と RCEP の概要

	TPP	RCEP
参加国	米豪 NZ カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、日本 (12 カ国)、タイが参加意思表示	ASEAN 日中韓印豪 NZ (16 カ国) 他の ASEAN の FTA 相手国は参加可能
交渉の主導権	21 世紀の FTA と位置づける米国が積極的	ASEAN 中心性を維持、中国が積極的
経緯	P4 をベースとする	日中共同提案を契機に ASEAN が提案、EAFTA、CEPEA、5 つの ASEAN + 1FTA を総合
特徴	高い自由化レベル、極めて包括的 (21 分野)、ルール重視、国営企業の規制など国の市場への関与を牽制する傾向	既存の ASEAN+1FTA より高い自由化レベル、包括的 (8 分野)、米国を含まない
交渉状況	2010 年 3 月から交渉、2013 年妥結を目指す	2015 年妥結を目指し 2013 年 5 月から交渉

(出所) 筆者が作成

## 2. 東アジアの FTA を変える TPP と EU との FTA

### (1) 自由化率の低い東アジアの FTA

東アジアの FTA は、豪州の締結した FTA を除くと自由化率（関税撤廃品目の比率）の低い FTA が多い。典型的な例は ASEAN インド FTA であり、自由化率は 75% 程度と異例の低さである。加えて、原産地規則は付加価値基準と関税番号変更基準の双方を満たすことを求めており、ハードルが極めて高い。日本の締結した EPA の日本側の自由化率も残念なが

ら低い。日本の EPA の日本側の自由化率は輸入額ベースではメキシコとの EPA を除き 90% を超えているが、8 つの協定で相手国側より低くなっている。関税品目ベースでみるとさらに低くなる。WTO の貿易政策レビュー(2013 年)によると 80% 前後(表 2) であり、米国、EU、豪州の締結した FTA が概ね 96~99% 程度であるのに比べ極めて低い<sup>2</sup>。EPA の平均関税率は 3% 台、非農産品税率は概ね 1% 前後であるのに対し農産品税率が 15% 前後となっている。ちなみに、AFTA の ASEAN6 の平均関税率は 0.05% (2010 年 1 月) である。

表 2 日本の EPA の自由化率と平均関税率

(単位：%)

相手国	関税撤廃率	単純平均税率	農産品税率	非農産品税率
シンガポール	81.6	3.8	15.0	1.1
メキシコ	82.1	3.7	15.6	0.8
マレーシア	82.2	3.2	14.5	0.5
チリ	80.7	3.4	15.0	0.6
タイ	81.9	3.3	14.6	0.6
インドネシア	80.2	3.5	15.3	1.1
ブルネイ	79.6	3.9	15.5	1.1
ASEAN	79.7	3.5	15.3	0.7
ベトナム	80.4	3.5	15.4	0.7
フィリピン	80.2	3.3	14.6	0.6
スイス	79.6	3.6	15.5	0.8
インド	78.7	3.8	16.0	0.9
ペルー	79.9	3.6	15.8	0.7

(注) 関税撤廃率は日本側の撤廃率である。関税割当品目の一次税率は計算に含まれていない。

(出所) WTO (2013) Trade Policy Review of Japan 2013

日本の EPA の自由化率が低いのは約 940 品目を例外としているためである。このうち約 850 品目が農水産品である。すべての EPA で除外としてきた品目は約 450 品目あり、うち農林水産品が約 400 品目（水産品約 55、乳製品約 110、穀物約 70、糖類約 10、穀物・ミルクなどの調製品約 130 など）となっている。

FTA 交渉で例外を要求すれば必ず代償措置を求められる。日本側が多くの農産物を例外としているため、相手国側は工業品などを例外にしている。たとえば、タイは日本との EPA

で輸送機械を中心に多くの品目を例外としており、シリンダー容積 3000cc 以上の自動車は 75%の関税を 60%に削減するのみである（表 3）。

日本の EPA は農産物の自由化を行なわねば自由化率は高まらない。農産物自由化に踏み切れば、①相手国側に例外品目を減らし自由化率を高めるよう強く交渉できる、②農産物の自由化が障害となって交渉が進まなかった国あるいは農産物輸出比率が高く EPA 締結が困難と考えられていた国との交渉が促進あるいは可能となる。

表 3 日本の EPA における相手国の除外あるいは関税一部削減品目

タイ	一般機械：ピストンエンジンおよび同部品 11 品目、液体ポンプ 1 品目、 電気機械：歯車・歯車伝動機 1 品目、スターター・その他発電機 2 品目、配電盤 2 品目 輸送機械：トラクター 3 品目、10 人以上輸送用自動車 2 品目、3000cc 以上の乗用車 1 品目、その他の乗用車 4 品目、貨物自動車 4 品目、原動機付きシャシ 1 品目、車体 2 品目、部品および付属品 15 品目、モーターサイクル 1 品目、モーターサイクル部品 2 品目
マレーシア	生きている豚 2 品目、生きている鶏 1 品目、鶏肉 4 品目、ミルクおよびクリーム（HS2 桁）、鶏卵 2 品目、ビール（HS4 桁）、ぶどう酒（同）、その他のぶどう酒（同）、その他の発酵酒（同）、エチルアルコール（同）、蒸留酒（同）、食品工業において生ずる残留物・くず・調整飼料（HS2 桁）、たばこ（HS2 桁）、羊の毛皮 1 品目、更正・中古タイヤ 14 品目
ベトナム	砂糖、たばこ、セメント、原油、石油と調製品、頭髪用調製品、歯磨き、火薬、爆薬、花火、都市廃棄物・医療廃棄物など、タイヤ（バス用、オートバイ用など）、中古タイヤ、中古衣類、ぼろ・くず、板ガラスなど、ガラス鏡・ビンなど、ガラス製のキューブ・細貨など、エンジン、バス、乗用車、トラック、シャシ、自動車部品、漁船

（出所）EPA 協定により執筆者が作成。

## (2) TPP および EU との FTA

東アジアの FTA の質を変えているのは米国および EU との FTA である。米国はシンガポール、韓国と二国間 FTA を締結しているが、2009 年にマレーシアとの交渉を打ち切って以降アジアとは二国間 FTA でなく TPP 交渉を優先している。米国と FTA を結びたいアジアの国は TPP に参加する必要がある。EU は、2006 年発表の通商戦略「グローバル・ヨーロッパ」で、韓国などとの FTA 推進を明確に打ち出した。韓国とは 2010 年に FTA を締結し、シンガポールとの交渉は 2012 年 12 月に合意に達した。マレーシア、ベトナム、インドと交渉を始め、タイとは交渉開始に合意している。

米国（あるいは TPP）および EU との FTA は、東アジアで結ばれてきた FTA とは質が違う「痛みを伴う」改革を求める FTA である。自由化率が高く、非関税障壁、サービス貿易、知的財産権、競争政策などを重視する包括的な協定となるため、国内改革を避けて通ることができなくなる。

TPP の自由化率は未確定であるが、高いレベルの自由化を目指しており、

米国の締結してきた FTA を参考に判断すると 98-99% 程度を目標にしていると思われる。日本の場合、関税品目 (HS9 桁) は約 9000 品目のため除外品目は認められても 90-180 品目程度であろう。従来除外してきた農産物の自由化が求められることになる。EU も高いレベルの自由化を目指しており、EU 韓 FTA では品目ベースで EU 側 99.6%、韓国側の自由化率 98.1% となっている<sup>3</sup>。日本との FTA では EU は非関税障壁を問題にしているが、関税撤廃については韓国との FTA と同様の高い自由化率を目指すことは間違いないだろう。

つぎに TPP、EU との FTA は、広範な分野を対象にしていることが指摘できる。AFTA、ASEAN と中国、韓国、インドとの FTA は、物品の貿易のみを対象としており、その後、サービス貿易協定、投資協定が締結されている。日本と ASEAN の二国間協定は包括的な協定となっているが、関税撤廃以外の自由化がどれほど行われたかは明確ではない。

TPP は、関税撤廃に加えてサービス、投資、政府調達などの自由化と

ともに知的所有権、基準・認証、衛生植物検疫などの分野のルールづくりに重点を置いている。著作権の保護期間の延長（知的所有権）、国営企業と民間企業の対等な取り扱い（競争政策）など新しいルールが交渉されており、環境、労働、規制の調和など東アジアの FTA では対象として来なかった分野も交渉に含めている<sup>4</sup>。

EUも包括的なFTAを結んでおり、とくに非関税障壁を重視している。EUは2006年発表の「新通商戦略」で関税だけでなく、非関税障壁撤廃に取り組むことを明らかにしている。EU韓国FTAは、特定セクターを対象に非関税障壁についての規定を設けたEU初のFTAであり、電気電子機器、自動車、医薬品、化学品について付属書で規定している。EUは、韓国とのFTAが今後交渉するFTAのベンチマークになるとしている<sup>5</sup>。

日本のEPAは非関税障壁についての規定を含んでいるが、①WTO協定に基づく義務に適合しない非関税措置を新設または維持してはならない、②WTO協定で認められた非関税障壁の透明性の確保と義務の完全な

遵守、という内容であり、EU韓国FTAのような具体的な規定ではない。EUは日本とのFTA交渉では、非関税障壁の除去を優先事項とすることを繰り返し表明しており、交渉開始から1年後に非関税障壁の撤廃の約束を守らない場合は交渉を中止すると方針である<sup>6</sup>。日本政府はEUの指摘する問題点を規制・制度改革の枠組みで改善に取り組んでおり、EUとのEPAにより日本の非関税障壁の削減撤廃は大幅に進むと見込まれる。

従来の東アジアのFTAでは、既得権に守られた非効率で競争力の弱い産業は温存され、資源配分の非効率性の改善と構造改革を促進しない、改革効果の小さなFTAが多かった。しかし、TPP、米国およびEUとのFTAは東アジアのFTAでは打破できなかった壁を突き破る可能性が大きく、こうした改革効果の大きなFTAの成否が東アジア各国の競争力に大きな影響を与えることになる。

東アジアのFTAでは対象外になることが多かった政府調達についてもTPPとEUのFTAは重視している。たとえば、ASEAN経済共同体構想では政府調達は自由化の対象外だが、

TPP に参加している ASEAN のうち 達の開放を求められることになる<sup>7</sup>。  
シンガポールを除く 3 カ国は政府調

表 4 欧州ビジネス協議会の指摘する日本の非関税障壁の例

有機食品 認証	EU の有機食品法制を日本の有機食品法制の完全な同等性を認める、追加有機証明書の提出義務を撤廃、EU からの輸出時の JAS マークの使用など
食品	EU の包装した食品と飲料は税関で抜き取りの細菌検査の対象となっているが、EU の食品安全基準は日本に匹敵しており廃止すべき
医療機器	①日本の製品使用と認証プロセスは国際基準ではなく独特、欧米で使用されている多くの医療機器が日本では使用されていないか使用が大幅に遅れる、②医療機器は薬事法 (PAL) の規制を受けるが、医療機器に意味のない安全要求を満たさねばならず、EU のように医療機器と薬品の規制法を分けるべき、③薬事法と計量法による 2 度の検査がある
家庭用品	製品ラベルの表示が独特 (例：製品サイズの表示の単位がバラバラ、マットレスの硬さの表示にニュートンを使用)
自動車	①技術基準と認証手続の調和、②税制改革 (自動車購入と所有への重い税金)、③軽自動車と他の自動車の規制・税制面での対等な条件、④高圧ガス保安法 (新しい環境・安全技術導入への障害)

(出所) 欧州ビジネス協議会 (2012) 通商ポテンシャルの実現 日本の商環境に関する EBC 報告書 2012 などにより作成。



### 3. 日本企業の FTA 利用と課題

#### (1) 着実に増大する企業の FTA 利用

日本企業の FTA 利用は各種調査によると拡大している。2012 年度(2012 年 4 月から 2013 年 3 月まで)原産地証明書発給件数をみると、タイが群を抜いて多く 58,956 件、続いてインドネシアが 33,909 件、マレーシアが 11,289 件と ASEAN との EPA が多く、第 4 位がインド 19,822 件となっている<sup>8</sup>。タイ向けの原産地発給件数の推移をみる 2008 年度以降 21,129 件、28,255 件、44,130 件、47,169 件、58,956 件と 4 年で 2.8 倍に増加している。ジェトロの企業アンケート調査でも日本企業の FTA 利用率は上昇している<sup>9</sup>。

第三国間の FTA の利用も進んでおり、ジェトロ調査では AFTA が利用率 37.1%で最も良く利用されており、ASEAN 中国、タイ豪州、ASEAN 韓国、韓国米国なども利用率が 20%を超えている。ジェトロがアジア・オセアニアで実施している日系企業調査でも日系企業の FTA 利用は着実に増大している<sup>10</sup>。FTA の利用拡

大は、政府及び政府機関の広報活動により FTA のメリットが広く認識され利用方法が周知されてきたことによるものである。

一方、FTA を利用していない企業も依然として多い。FTA を利用しない理由は、①関税が撤廃あるいは低率のため、あるいは、投資優遇措置などにより無税となっているため FTA を使う必要がない、②対象品目の貿易量が少ない、③利用のコストが大きい、④手続きの煩雑さ、⑤FTA の使い方が良くわからない、などである。このうち、FTA の効果が期待されるにも係らず、利用していない可能性があるのは、③、④、⑤である。FTA を利用する企業は大企業が多く、中小企業の利用率が低いといわれているのは、利用のコストの負担や手続きの煩雑さが障害となっている<sup>11</sup>。

中でも原産地証明に関するコストが大きい<sup>12</sup>。原産地証明に関するコストには、①部品サプライヤーからの情報および書類入手などのコスト、②原産地証明取得のための手続きとコスト、③これらの作業を行う人材や電算システムの開発維持など事務

コストが含まれる。こうしたコストを上回る節税効果があれば、FTA を使うメリットが出てくることになる。一方で多品種少ロットの輸出の場合、節税のメリットが消滅してしまうという指摘もある。手続きの煩雑さから企業によっては事務作業を外部に委託している。ただし、利用する製品、貿易量、利用 FTA などが少ない中小企業は固定費が高くなり、マンパワーの制約もあるため、十分なメリットが生じないことが利用率の低さの一因である。

FTA を利用しない主な理由の中で改善が可能なものは、①取扱い品目が例外となっている、②原産地証明に係るコストと手続きが大きいためである。①については、前述のように日本の EPA では相手国側は製造業品を例外としていることが多い。これは、日本側が農水産品の多くを例外としているためであり、FTA の利用を高めるためには農水産品の自由化に踏み切り自由化品目を拡大する必要がある。②については、原産地規則については、付加価値基準と関税番号変更基準の選択制が最も使いやすく、原産地証明については自己

証明制の導入が要望されている。日本では、原産地証明は第三者証明制度となっており、日本商工会議所が原産地証明書を発給している<sup>13</sup>。ただし、スイスとの EPA では、原産地証明書の受給実績などの要件を満たす輸出者を対象とする認定輸出者制度が導入された。原産地証明の発給については、発給に必要な時間の短縮、手続きの簡素化、手数料の軽減が望まれている<sup>14</sup>。

## (2) ビジネス環境の改善

EPA は、関税撤廃以外にサービス貿易、投資、政府調達など広範な分野をカバーしている。日本の EPA の中で企業が利用し、評価しているのはビジネス環境整備であり、非関税障壁、投資環境、産業インフラ整備、行政手続き、知的財産権の保護など広範なビジネス上の問題点の改善・解決を目的としている<sup>15</sup>。政府関係者だけでなく民間企業関係者も参加する小委員会を開催し、企業が提起した問題を協議、相手国関係者は小委員会で取り上げられた要請に対し適切な対応をとることが求められている。たとえば、メキシコとの間で

は、商品輸送の盗難対策など治安の向上、模倣品の取り締まり、基準認証分野の手続き迅速化、マレーシアとの間では、電力品質の向上、トラックハイジャック対策など治安の向上などが取り上げられ、相手国が具体的な対応策を講じるなどの効果が報告されている<sup>16</sup>。

政府調達も効果が期待される分野である。WTOの政府調達協定(GPA)は複数国間貿易協定であり、加盟しているのは日米EUなど14カ国地域のみである。EPAの効果が顕著だったのはメキシコである。メキシコはGPAに加盟していないが、NAFTA加盟国とFTAを締結しているEU加盟国に政府調達を開放していた。日本企業はメキシコのFTA加盟国に参加を制限する政府調達から排除されていたが、日本メキシコEPAに政府調達の開放を含め、政府調達に参加が可能となった<sup>17</sup>。

投資は、EPA締結相手国が外国投資誘致のために自由化をすでに進めているが、途上国を中心に外資規制やパフォーマンス要求などが残っている。WTOには貿易に関連する投資措置(TRIMS)協定を除き製造業を

対象とした投資の規定がなく、ドーハ開発アジェンダでは開発途上国の反対により交渉項目に含まれないことになったため、投資の保護、自由化をFTAで規定する意義は大きい。サービス分野でも外資規制が残っており、出資比率規制の緩和などの自由化をFTAにより実現できる。

### (3) 具体的な問題の解決への FTA 利用

関税撤廃以外の分野では、ビジネス環境整備のように具体的な問題を取り上げて解決を要望するのが効果的である。その成功例がASEAN日本人商工会議所連合会(FJCCIA)とASEAN事務総長との対話によるASEAN経済共同体構築に向けてのビジネス環境の改善への取組みである<sup>18</sup>。2011年の第4回対話では、①税関手続、②AFTAフォームD取得に関する問題、③基準・認証・表示制度の合理化及び調和、④知的財産権保護の徹底、⑤ASEAN+1FTA、⑥産業人材の育成によるグローバル供給ネットワークへの参加、⑦日メコン産業政府対話での要望事項、⑧その他の要望、の8項目の要望を提

出した。ASEAN 側は、日本側の提案を ASEAN の投資環境改善を通じた競争力強化につながる「民間部門の関与」として高く評価し、徐々にであるが成果が出てきている。

もう一つの事例は、EU による日本の非関税障壁に対する撤廃・改善の要望である。2009 年に発表された「EU・日本間の貿易投資障壁の評価」報告書によると、日本の貿易障壁 215 のうち 194 が非関税障壁である<sup>19</sup>。業種別にみると、農業 4、製造業 99、サービス 62、分野横断 29 となっている。製造業では、医薬品 (32)、食品 (24)、事務機器 (20)、自動車 (10) などとなっており、種類別にみると TBT が 65、SPS が 12 (全て食品)、その他 22 である。EU 委員会の EU-日本貿易関係の影響評価レポートでは、医薬品を含む化学品 (複雑でコストを要する規制環境)、自動車 (様々な技術基準と規制、適合性評価手続きの相違)、医療機器 (新製品の投入プロセスに影響する高コストかつ煩雑な手続き)、加工食品 (規格と標準の相違)、輸送機器が非関税措置の影響の最も大きい業種としている<sup>20</sup>。

具体的な要望を実現させるためには交渉力があるかどうか重要である。ASEAN では、日本側の要望は ASEAN 経済共同体 (AEC) の創設の促進に向けてのものであり競争力の強化に貢献すること、ASEAN 経済共同体創設の目的は外国投資の誘致であり日系企業は ASEAN の重要な外資プレーヤーであることが ASEAN 側が真剣に対応する理由であろう。日 EU 間では、日本側は EU と FTA を締結している韓国の企業に対する競争力の劣後を懸念しており、EU は非関税障壁の撤廃に進展がみられない場合は交渉打ち切りを辞さないという強気の姿勢を示している。非関税障壁、サービス貿易、投資への規制などは、問題に直面している企業の具体的な要求をビジネス環境整備、再交渉などの複数の枠組みで取り上げて交渉していくことが必要である。

#### 注

- 1 豪州・ニュージーランドは大洋州に属するが東アジアの FTA ネットワークに参加しており本稿では東アジア諸国としている。

- 2 自由化率は、米豪 FTA (米 96.0%、豪 99.9%)、米韓 FTA (米 99.2%、韓 98.2%)、EU 韓 FTA (EU 99.6%、韓 98.1%) となっている。途上国の FTA として授權条項が適用される AFTA でも ASEAN6 はほぼ 100%となっている。
- 3 牧野直史 (2011) 『EU 韓国 FTA の概要と解説』日本貿易振興機構、26 ページ。
- 4 TPP については、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著 (2012) 『日本の TPP 戦略』文眞堂、石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純 (2013) 『TPP と日本の決断』文眞堂、を参照。
- 5 牧野直史 (2011) 『EU 韓国 FTA の概要と解説』日本貿易振興機構、51-65 ページ。
- 6 European Commission, EU-Japan Free Trade Agreement: Commissioner De Gucht welcomes Member State' green light to start negotiations, <http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=847>
- 7 シンガポールは WTO の政府調達協定に参加している。
- 8 経済産業省「EPA に基づく原産地証明書の発給件数」
- 9 日本貿易振興機構 (2013) 「2012 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」結果概要によると、輸出または輸入に際して FTA の優遇税率を利用している企業の比率は、2009 年度の 36.2%から漸増し 2012 年度は 42.7%となっている。
- 10 たとえば、在 ASEAN 日系企業 FTA 利用率は、2006 年の 19.7% (輸出)、16.0% (輸入) が 2012 年には 40.7% (同)、38.9% (同) に上昇している。日本貿易振興機構 (2012) 「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査 2012 年版」。
- 11 国際経済交流財団 (2009) によると、EPA 利用企業は相手国、輸出、輸入により差はあるが、全体としては大規模企業が多い。
- 12 原産地証明についての実務的な説明は、末富純子 (2013) 『Q&A FTA・EPA ハンドブック』民事法研究会、を参照。
- 13 原産地証明の発給手数料は、基本料金 2000 円、加算額は証明書記載産品当たり 500 円である。
- 14 日本機械輸出組合 (2010) 「EPA の普及・利用促進に関する調査報告書」20-21 ページ。
- 15 ジェトロの「在中南米日経進出企業の経営実態調査 (2008 年) によると、メキシコの日系企業は FTA のメリットとして関税撤廃に次いでビジネス環境整備

をあげている。

- 16 椎野幸平・水野亮 (2010) 「FTA 新時代」  
日本貿易振興機構、172-177 頁。
- 17 メキシコは GPA に参加していないが、  
NAFTA で米国とカナダ、EU メキシコ  
FTA で EU27 カ国、日本メキシコ EPA  
で日本に対して政府調達を開放してい  
る。椎野・水野前掲書 168-169 頁。
- 18 助川成也「ASEAN 経済共同体 (AEC)  
と日系企業の見方と対応」、国際貿易投  
資研究所 (2013) 『ASEAN 経済共同体

(AEC) の創設と行動計画の進展状況に  
ついて』所収。

- 19 Copenhagen Economics (2009),  
“Assessment of Barriers to Trade and  
Investment between the EU and Japan” ,  
Copenhagen, 30 November 2009
- 20 European Commission (2012),  
Commission Staff Working Document  
Impact Assessment Report on EU-Japan  
Trade Relations , Brussels 18.07.2012